

立コミ本第24号

2019年4月9日

佐賀県知事
山口祥義様

九州電力株式会社
代表取締役 池辺 和
社長執行役員



玄海原子力発電所2号機に係る電気事業法に基づく届出について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、玄海原子力発電所2号機の廃止に伴い、電気事業法に基づき、本日、経済産業大臣に発電事業変更届出を行いました。

つきましては、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第5条に基づき、別紙のとおりご連絡申し上げます。

今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

発電事業変更届出書の主な内容

当社は、玄海原子力発電所2号機の廃止に伴い、電気事業法第27条の27第3項に基づき、本日、経済産業大臣に発電事業変更届出^{*}を行いました。

(変更内容)

玄海原子力発電所2号機の廃止日は2019年4月9日とし、廃止日をもって玄海原子力発電所の出力を291万9千kWから236万kWに変更する。

	変更前	変更後	
発電所の名称	玄海原子力発電所	同左	
設置の場所	佐賀県東松浦郡玄海町	同左	
周波数	60Hz	同左	
出力	2号	559,000kW	
	3号	1,180,000kW	(削除)
	4号	1,180,000kW	同左
特定発電用電気工作物の出力	2,919,000kW	2,360,000kW	

※ 電気事業法第27条の27第3項では、発電事業者は、発電用電気工作物の出力などに変更があったときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出ることとされている。

以上